

自主防災組織支援業務

<質問に対する回答>

NO.	質問	回答
1	委託仕様書では、校区等(2団体)(以下支援対象組織という。)と記載がございますが、本件事業の最大の対象は貴市全ての自主防災組織が対象ではなく、最大で2つの学校区(団体)の自主防災組織が対象である認識で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。本事業の支援対象は、本市が選定した特定の2団体となります。 いずれも校区コミュニティ組織である「まちづくり振興会」の下部組織(自主防災会)です。支援対象組織は受託者決定後に明示し、具体的な打ち合わせを実施いたします。
2	組織化・体制整備の支援について、既存の自主防災組織の現状についての情報共有を頂くことは可能でしょうか？	支援対象組織の概要について、『【別紙】支援対象組織の概要(4月20日付)』をホームページで告示いたしましたのでご参照ください。
3	「組織化・体制整備の支援」・「市民活動団体との関係構築及び連携支援」について、PTA や市民活動団体等との関係構築を行うことで、本件事業を効率的に実施することができると考えています。採択された後に、貴市から関係者のご紹介などご対応頂く認識で宜しいでしょうか？	委託者が把握している範囲において、各団体の代表者等の紹介や、円滑な連携に向けた調整等の協力を行います。

次ページに続く

4	<p>「組織化・体制整備の支援」・「市民活動団体との関係構築及び連携支援」について、企画及びプレゼンテーションの段階では、関係機関が協力して頂けるか確定できていない状況だと思われます。プレゼンテーション・評価の段階で、関係機関との連携が明確になっていないことが評価に影響を及ぼすことはございますでしょうか？</p>	<p>提案段階で連携が明確になっている必要はありません。「どのような主体と、どのような連携を目指すか」という具体的なイメージを提案してください。その際、過去に他団体と連携して活動した実績を併せて紹介いただくことで、提案内容の実行可能性として評価に反映させていただきます。</p>
5	<p>「支援終了後も支援対象組織が自ら予算・人員・市民活動団体等とのネットワーク等を用いて、活動を継続できる体制及び準備が整っている状態を指す。」と記載がございますが、予算確保については、支援側が把握することが困難な状況にあると予想しておりますが、どのように予算を確保することを想定されていますでしょうか？</p>	<p>校区コミュニティ組織の財源は主に自治会費や市等からの補助金で構成されています。</p> <p>自主防災組織は校区コミュニティ組織の下部にある一組織であり、その予算は校区コミュニティ組織との協議のもと決定されます。</p> <p>校区コミュニティ組織が行うさまざまな分野の活動の中で、自主防災に対する予算配分を検討してもらえよう、校区コミュニティ組織との協議にご協力ください。</p> <p>また、防災・減災分野の予算の検討にあたっては国縣市、または休眠預金制度による補助金の活用も視野に入れるようお願いいたします。市や県等の補助金制度については、委託者から情報提供が可能です。</p>

次ページに続く

6	<p>「防災訓練等の実施にあたっては、参加者の安全確保に万全を期し、必要な保険加入等の措置を講じること。」と記載がありますが、保険に加入すべき訓練の基準はございますでしょうか？</p>	<p>基本的に校区コミュニティ組織が行う防災活動は、市が加入する「久留米市市民活動保険」の対象になります。ただし、チェーンソーを使用するなど危険な行為や活動は保障の対象外となりますので、別途、保険に加入する必要があります。</p> <p>保険に加入すべき訓練の基準につきましては、企画する訓練の内容と「久留米市市民活動保険」の保障の範囲の比較で判断いただきたいと考えております。</p>
7	<p>追加提案に記載があるように、貴市にとって有効な提案があれば記載のこととございますが、こちらの内容については、特段貴市からの追加提案の項目について指定はなく、企画者の提案に応じて貴市が判断する認識で宜しいでしょうか？例えば、デジタルツールを活用する内容や AI 技術を活用するなど、先進的な事例となり、貴市の地域防災の普及に効果があるツールなど、アナログに限った内容ではない認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>追加提案の内容に制限はなく、自主防災活動の活性化に有用なものであればデジタル・アナログを問わず歓迎いたします。</p>
8	<p>単独で参加した場合において、久留米市内の関係事業者の協力を得て本件事業を実施させていただきます。このような場合において、スポットで久留米市内の事業者に参加して頂きながら本件事業を進める場合においては、共同事業体としての応募になるでしょうか？弊社としましては、単独で応募させて頂き、伴走支援を行うなかで、関係機関に登壇して頂くケースや共同で訓練を実施するようなケースを想定していますが、このような関係機関の参加は共同事業体になりえますでしょうか？</p>	<p>伴走支援の「主たる履行主体」が複数ある場合は共同事業体となりますが、特定の研修講師や専門業務へのスポット的な参画であれば、単独応募の形態で差し支えありません。なお、委託料から講師謝金等の費用を支出することも想定しています。</p>

以上